

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護士藤井英男の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、原判決は、なんら所論判例（昭和二三年（れ）第二〇三二号同二四年六月一日第二小法廷判決、刑集三卷七号九六八頁。所論に昭和二三年六月一日とあるのは誤記と認める。）と相反する判断をしていないから、所論は理由がなく、同第二点は、憲法三一条違反をいうが、実質は単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらぬ（本件けん銃がその修理が合法的にできるか否かにかかわらず、銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三三年法律第六号。同四〇年法律第四七号による改正前のもの）にいう「銃砲」にあたるとした原判断は正当である。）。

また、記録を調べても、刑訴法四一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四四年七月一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	草	鹿	浅	之	介
裁判官	城	戸	芳		彦
裁判官	色	川	幸	太	郎
裁判官	村	上	朝		一